

VII 結論 ―― 勧告

委員会は、本件放送が社会的影響の大きい告発証言を扱っていたにもかかわらず、岐阜県および山口県のケースの双方について裏付けとなる取材が十分に行われず、放送時点において、真実であると信じるに足る相応の根拠を欠いたまま放送されたことに鑑み、その放送倫理違反の程度は重いと考える。裏付け取材が十分にされていれば、虚偽の告発情報がそのまま放送される事態とはならず、そのような意図はなかったにしても、番組が犯罪行為の手段とされ、県の業務妨害の結果を引き起こすことにはならなかったことは明らかである。

したがって、委員会は、日本テレビに対し、以下のとおり勧告する。

1. 検証番組の制作

放送で失ったものは、放送で取り返す、というのが放送に携わる者の原則である。それが放送人の気概であり、矜持でもある。BPO放送倫理検証委員会の委員すべてが、そうであってほしい、と願っている。

本件放送の企画段階から放送に至るまでの経緯をみずから検証し、そこから得られる教訓を明らかにするとともに、今後の再発を防ぐための具体策を盛り込んだ検証番組を制作し、本件放送を放送した系列ネットワークと同等の規模において全国放送すべきである。

すでに指摘したとおり、本件放送の制作過程には個々の制作スタッフの技量の問題等もさることながら、組織構造上の問題点が少なからず露呈していた。さらにそこには、番組制作上のチームが真の意味でのチームとして機能していなかったという、より根底的な問題がある。そもそも『バンキシャ』の制作体制で、このような告発情報について、十分な裏取りをして報道することが可能だったのだろうか。この情報は、それを扱う体制を持つ他の部局に委ねられるべきだったのではないか。検証番組制作に際しては、とくにそうした問題について配慮する必要がある。

なお、検証番組の制作に際しては、日本テレビ関係部局と『バンキシャ』制作スタッフのあいだで闊達な議論を行い、そこからたんなるマニュアルではない、日々の仕事に活かせるような実践的な倫理を引き出すことを、委員会は期待する。

2. 日本テレビの検証結果の公表

視聴者に対する説明責任を果たし、番組の信頼を回復するために、これまで日本テレビが行ってきた検証の結果を報告書にまとめ、ホームページ等で広く公表すべきである。

3. 訂正放送のあり方の検討

本件訂正放送は、虚偽の事実を放送し視聴者に与えた誤解を解くものとしては、事実に反した部分の明示や、それをどのように訂正しあるいは取り消すのかを明確に示すという点で、十分なものではなかった。放送法による訂正放送は、いわゆるお詫び放送とは異なる意味を持つものである。それにふさわしい内容と形式について、再検討するべきである。